

会 議 録

会 議 名		第167回藤沢市都市計画審議会	
開 催 日 時		2018年(平成30年)11月30日(金)午後2時	
開 催 場 所		本庁舎 5階 5-1会議室	傍聴者数
			0
出 席 者	会 長	高見沢 実	
	委 員	古知屋 律子, 田中 政通, 綱島 真人, 中川 純一, 中川 芳彦, 増田 隆之, 齋藤 義治, 立山 昭憲, 加藤 薫, 池尻 あき子, 中西 正彦, 稲垣 景子, 水落 雄一, 佐藤 春雄, 友田 宗也, 磯崎 真範(岩岡豊委員代理)	
	事 務 局	石原計画建築部長 都市計画課=三上課長, 佐藤主幹, 小川主幹, 渡邊課長補佐 會澤上級主査, 石橋上級主査, 戸村主査, 向坪主査, 所主査, 北村主任 (関係課) 公園課=北村課長補佐, 初見上級主査 西北部総合整備事務所=森井主幹, 佐藤上級主査 みどり保全課 = 齋藤課長補佐, 須山課長補佐, 眞野主任, 湯澤	
議題及び公開・非公開の別		議第1号 藤沢都市計画生産緑地地区の変更について 報告事項1 藤沢都市計画公園の変更について(2・2・57号東横須賀公園、2・2・66号吉野町公園、2・2・68号入町公園) 報告事項2 藤沢都市計画特別緑地保全地区の決定について(遠藤笹窪特別緑地保全地区) (すべて公開)	
非公開の理由			
審議等の概要		別添議事録のとおり	
そ の 他			

第167回 藤沢市都市計画審議会

議 事 録

日 時 2018年(平成30年)11月30日(金)

場 所 本庁舎 5階 5-1会議室

●出席者

・市民

古知屋 律子	辻堂地区
田中 政通	長後地区
綱島 真人	湘南台地区
中川 純一	鵠沼地区
中川 芳彦	湘南大庭地区

・学識経験のある者

増田 隆之	藤沢商工会議所 会頭
齋藤 義治	藤沢市農業委員会 会長
立山 昭憲	小田急電鉄（株）取締役兼執行役員
加藤 薫	（有）ケー・ユー・エヌ空間研究室 代表取締役
中西 正彦	横浜市立大学国際総合学部 准教授
高見沢 実	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授
水落 雄一	（公社）神奈川県宅地建物取引業協会 湘南支部支部長
池尻 あき子	（株）プレック研究所 環境計画部 次長
稲垣 景子	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 准教授

・市議会議員

佐藤 春雄	総務常任委員会 委員長
友田 宗也	建設経済常任委員会 委員長

・関係行政機関

磯崎 真範	神奈川県藤沢警察署 警備課長（署長代理）
-------	----------------------

以上、17名

●事務局職員（都市計画課）

石原計画建築部長

三上課長，佐藤主幹，小川主幹，渡邊課長補佐

會澤上級主査，石橋上級主査，戸村主査，向坪主査，所主査，北村主任

●関係課

公園課 = 北村課長補佐，初見上級主査

西北部総合整備事務所 = 森井主幹，佐藤上級主査

みどり保全課 = 齋藤課長補佐，須山課長補佐，眞野主任，湯澤

◆傍聴者・・・・・・・・なし

第 167 回 藤沢市都市計画審議会議事録

日 時 2018 年（平成 30 年）11 月 30 日（金）
午後 2 時 00 分
場 所 本庁舎 5 階 5-1 会議室

1 開 会

2 成立宣言

3 議事録署名人の指名

4 議 事

議第 1 号 藤沢都市計画生産緑地地区の変更について（藤沢市決定）

報告事項 1 藤沢都市計画公園の変更について（2・2・57 号東横須賀公園、2・2・66 号吉野町公園、2・2・68 号入町公園）

報告事項 2 藤沢都市計画特別緑地保全地区の決定について（遠藤笹窪特別緑地保全地区）

5 その他

6 閉 会

司 会 定刻となりましたので、第 167 回藤沢市都市計画審議会を開催いたします。

開会に当たり、石原計画建築部長よりごあいさつ申し上げます。

石原部長 皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、藤沢市都市計画審議会にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。本日の都市計画審議会は付議案件が 1 件、報告事項が 2 件ございます。付議案件につきましては、前回の審議会でご報告いたしました生産緑地地区について、県知事との協議等を終えましたことから、今回、正式にお諮りするものでございます。

また、報告事項につきましては 2 件ございまして、5 月の都市計画審議会に進め方を報告させていただいた、長期未着手の都市計画公園の変更と、もう一点は、今回、初めての案件になりますが、藤沢市の緑の基本計画では川名清水谷戸、石川丸山谷戸、遠藤笹窪谷という 3 つを三大谷戸という形で、緑の拠点に位置づけております。そのうちの遠藤笹窪谷を特別緑地保全地区として、都市計画決定していこうということを考えておりまして、今回、それを初めて報告する内容となります。今日も盛りだくさんでございませうけれども、さまざまな観点からのご意見をいただいて、都市計画を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

司 会 次に、本日使用いたします資料の確認をいたします。(資料確認)

また、本日、神奈川県藤沢警察署長岩岡委員は公務により都合が合わず、本日、代理出席として磯崎警備課長が出席されておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従い、本日の審議会を進めさせていただきます。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

司 会 次第の 2 本日の都市計画審議会の成立についてご報告申し上げます。藤沢市都市計画審議会条例第 6 条により、審議会の成立要件といたしまして、委員の 2 分の 1 以上の出席が必要とされております。現在の委員は定数 20 名で、本日は 17 名の委員が出席されております。したがって、本日の会議が成立いたしましたことをご報告申し上げます。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

司 会 続きまして、本日の議事でございますが、本日は付議案件 1 件、報告事項 2 件を予定しております。議第 1 号 藤沢都市計画生産緑地地区の変更について、報告事項 1 藤沢都市計画公園の変更について、報告事項 2 藤沢都市計画特別緑地保全地区の決定について、以上 3 件についてよろしくお願いいたします。

続きまして、会議の公開に関して、本審議会は藤沢市情報公開条例第30条の規定により、原則公開としておりますが、会長、いかがでしょうか。

高見沢会長 本日も公開としております。傍聴の方はお見えでしょうか。(なし)
司 会 それでは、議事に入りますので、高見沢会長にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長 はじめに、本日の議事録署名人を指名いたします。
お手元の委員名簿の選出区分より、市民委員と学識経験のある委員から指名させていただきます。本日は古知屋委員、池尻委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長 それでは、次第に基づきまして議事に入ります。
本日の審議会は付議案件1件、報告事項2件でございます。
それでは、議第1号「藤沢都市計画生産緑地地区の変更について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議第1号「藤沢都市計画生産緑地地区の変更について」ご説明申し上げます。本件は本年8月の都市計画審議会にて報告させていただいておりますが、その後、県知事との法定協議や法定縦覧などの諸手続を経ましたことから、今回、議案として上げさせていただいたものでございます。議案書は1-1から1-7ページと、その後ろに変更予定箇所をプロットした都市計画総括図を1枚、変更内容等を記載した計画図を10枚添付しております。なお、図面につきましては、法定図書を縮小したものとなっております。こちらの議案書と資料集の資料1とともに、あわせてスクリーンをご覧ください。

まず、生産緑地地区の制度について簡単にご説明をいたします。資料集の1ページをご覧ください。生産緑地地区は市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、良好な市街地形成に資することを目的に指定するものでございます。生産緑地地区に指定されますと、建築行為等の制限がかかり、他の用途への転用が原則認められなくなる一方、固定資産税等の税制面で優遇措置や相続税の納税猶予制度の適用を受けられるようになります。詳細につきましては、前回の報告時にご説明いたしましたので割愛をさせていただきます。

次に 2 ページをご覧ください。都市計画変更を行う内容でございますが、追加指定申出に伴い、追加とする変更が 1 箇所・約 720 平方メートル、買取申出がなされたことに伴い、廃止とする変更が 9 箇所・約 15,120 平方メートル、公共施設の設置及び買取申出がなされたことに伴い、縮小とする変更が 5 箇所・約 5,070 平方メートルの計 15 箇所でございます。なお、生産緑地地区の都市計画変更につきましては、固定資産税等の賦課期日の関係から毎年この時期に手続きを進めているものでございます。

3 ページをご覧ください。まず、追加とする 1 箇所についてでございますが、詳細な位置等についてご説明いたします。4 ページをご覧ください。箇所番号 640 でございます。所在地は菖蒲沢字大平及び字大谷地内、北部第二（三地区）土地区画整理事業地内となっており、変更後の位置を赤色で示しております。都市計画変更の理由でございますが、土地所有者から生産緑地地区の指定申出がなされ、当該農地等が藤沢市生産緑地地区指定基準に適合するため、追加とするものでございます。なお、箇所番号毎の変更理由につきましては、議案書 1-2 から 1-3 ページに記載しておりますので、適宜ご覧いただきたいと思っております。

資料集にお戻りいただきまして、5 ページをご覧ください。買取申出に伴い廃止とする 9 箇所についてでございますが、詳細な位置等について、個別にご説明いたします。箇所番号 90 からご説明いたします。所在地は下土棚字大持及び土棚字土棚地内、北部第二（三地区）土地区画整理事業地内で、位置を黄色で示しております。この生産緑地につきましては、農業の主たる従事者の死亡に伴う買取申出後、行為制限が解除されたため廃止とするものでございます。

続きまして、7 ページ、箇所番号 111・112・535 でございます。所在地は菖蒲沢字大平地内、北部第二（三地区）土地区画整理事業地内で、この生産緑地につきましても、農業の主たる従事者の死亡に伴う買取申出後、行為制限が解除されたため廃止とするものでございます。

続きまして、箇所番号 197 でございます。所在地は亀井野字不動上地内で、この生産緑地につきましても、農業の主たる従事者の死亡に伴う買取申出後、行為制限が解除されたため廃止

とするものでございます。続きまして、箇所番号 245 でございます。所在地は石川三丁目地内でございます。この生産緑地につきましては、農業の主たる従事者の故障に伴う買取申出後、行為制限が解除されたため廃止とするものでございます。続きまして、1 箇所番号 320 でございます。所在地は大庭字谷で、この生産緑地につきましては、農業の主たる従事者の故障に伴う買取申出後、行為制限が解除されたため廃止とするものでございます。続きまして、箇所番号 335 でございます。所在地は立石一丁目地内で、この生産緑地につきましては、農業の主たる従事者の死亡に伴う買取申出後、行為制限が解除されたため廃止とするものでございます。続きまして、箇所番号 351 でございます。所在地は城南二丁目地内で、この生産緑地につきましては、農業の主たる従事者の故障に伴う買取申出後、行為制限が解除されたため廃止とするものでございます。

続きまして、13 ページ、公共施設の設置及び買取申出がなされたことに伴い、縮小とする 5 箇所について、詳細な位置等についてご説明いたします。14 ページをご覧ください。箇所番号 20 でございます。所在地は長後字宿上分地内で、変更後の位置を赤色で示しております。この生産緑地につきましては、農業の主たる従事者の死亡に伴う一部の買取申出後、行為制限が解除されたため縮小とするものでございます。

続きまして、箇所番号 110・116 でございます。所在地は菖蒲沢字仲ノ桜及び字大谷地内、北部第二（三地区）土地区画整理事業地内で、変更後の位置を赤色で示しております。この生産緑地につきましては、農業の主たる従事者の死亡に伴う一部の買取申出後、行為制限が解除されたため縮小とするものでございます。続きまして、箇所番号 318 でございます。所在地は大庭字小糸地内で、変更後の位置を赤色で示しております。この生産緑地につきましては、土地収用法第 3 条第 23 号に該当する社会福祉事業の用に供する公共施設の設置完了に伴い、縮小とするものでございます。続きまして、箇所番号 533 でございます。所在地は立石一丁目地内で、変更後の位置を赤色で示しております。この生産緑地につきましては、農業の主たる従事者の死亡に伴う一部の買取申出後、行為制限が解除されたため縮小とするものでございます。

次に「計画書」でございますが、資料集は 18 ページ、議案

書は 1-1 ページでございます。ただいまご説明いたしました内容をとりまとめたものでございます。なお、この後ご説明させていただきます内容は議案書の 1-4 ページ以降に記載しておりますので、スクリーンと併せてご覧ください。議案書の 1-4 ページをご覧ください。「新旧対照表」でございます。先ほどご説明いたしました廃止・追加等の差し引きを行うと、本市全体では面積約 92.6 ヘクタール、箇所数は 502 箇所になるものでございまして、昨年度から約 2.0 ヘクタール、8 箇所の減少となるものでございます。なお、前報告時には、変更後の本市全体の面積を約 92.7 ヘクタールとしておりましたが、法定協議での小数点以下の数値の処理の関係で、最終的に約 92.6 ヘクタールとなりましたので、併せてご報告いたします。

次に、議案書の 1-5 ページから 1-6 ページの「経緯書」につきましては、当初決定から昨年度の都市計画変更までの経緯を記載してございます。

次に、議案書の 1-7 ページの「都市計画を定める土地の区域」につきましては、今回、都市計画変更を行う箇所の所在地を記載しております。

最後に、都市計画変更のスケジュールについてご説明させていただきます。資料集の 22 ページと併せてスクリーンをご覧ください。本年 8 月 31 日に開催いたしました本審議会において、取組状況等について報告いたしました後、神奈川県知事との法定協議を行い、県知事から「異存なし」との回答をいただいております。この法定協議の結果を受けまして、都市計画法に基づく案の縦覧を行ったところ、縦覧をされた方及び意見書の提出はございませんでした。

今後の予定といたしましては、本日の審議会において、ご審議をいただいたうえで、12 月中に告示を行い、都市計画変更の手続きを終了したいと考えております。以上で、議第 1 号「生産緑地地区の変更について」の説明を終わります。

高見沢会長

事務局の説明が終わりましたので、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

綱島委員

廃止案件になった生産緑地はどのような経路をたどるのか、教えていただきたいと思っております。

事務局

生産緑地の解除につきまして、基本的には相続税の支払いの関連もあり、その土地を売るといような状況になっていると思っておりますので、そこは当

然ながら宅地等になっていくかと考えております。

綱島委員 生産緑地地区を見ていると年々減少してきているのがわかるが、藤沢市として、生産緑地地区はどのようなふうにあってほしいのか、方針があれば教えていただきたいと思います。

事務局 農業従事者も高齢化が進んでいく中で、解除の傾向を見ても確実に相関関係がある形で増えているのが実情でございます。その中で生産緑地地区につきましては、特に市街地内においては貴重なオープンスペースであるということとあわせて、緑地空間というような効用もある中で、できるだけ保全をしていきたいという考え方は基本的に持っております。これまでの取り組みとしても、下限値を 300 平方メートルまで下げるような条例の手続きを行うなど、できるだけ都市内にこういったオープンスペース、特に健全な農地として行われるものを残していきたいというような観点で取り組んでおります。

高見沢会長 他にありませんか。

ないようですので、採決に入りたいと思います。議第 1 号藤沢都市計画生産緑地地区の変更について、審議会といたしまして、「意見は特になし」ということで、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

高見沢会長 以上で、議第 1 号の審議を終わります。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長 続きまして、報告事項に入ります。

報告事項 1 藤沢都市計画公園の変更について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、報告事項 1 藤沢都市計画公園の変更についてご説明申し上げます。スクリーンもしくはお手元の資料 2-1 をご覧ください。まず、1 ページをご覧ください。今年の 3 月に策定いたしました、見直し方針に伴う都市計画変更についてご説明申し上げます。見直しの結果としまして、「藤沢総合都市計画」に基づき都市計画公園・緑地の配置が適正に計画されており、公園整備により防災上も有効であることを確認いたしました。したがって、全域が未整備の公園計画を単に廃止とする都市計画公園・緑地はございませんでした。また、見直しの対象とした都市計画公園・緑地は 55 箇所あり、社会経済情勢の変化にあわせ、公園・緑地に求められている機能を整理するなか、実現性や代替性等を考慮したうえで、32 箇所の「存続候補」と 23 箇所の「変更候補」に分類いたしました。「存続候補」とは、全域が未整備の公園計画で、近隣に活用できる市

有地がなく当初計画を変えない箇所となります。また、「変更候補」とは、図①と②のように、近隣に活用できる市有地があり、そこへ変更する箇所と、図③と④のように、一部未整備区域が残る公園・緑地で、当該公園及び周辺の公園の整備状況を考慮し、機能や整備水準が確保されることが確認できたため、これ以上の整備を行わない箇所となります。

次に2ページをご覧ください。「変更候補」と分類した23箇所について、今年度より都市計画変更の手続きを進めてまいります。今年度につきましては、2・2・57号東横須賀公園、2・2・66号吉野町公園、2・2・68号入町公園の藤沢地区にある3公園の手続きを進めてまいります。この3公園は、現状の用途地域に対して建築に伴う権利制限が厳しい地域で、同じ地区にあり、地権者等との調整が整ったことから選定いたしました。続いて3ページをごらんください。位置についてご説明いたします。東横須賀公園の位置でございますが、藤沢駅から北に約300メートル、藤沢字東横須賀に位置する街区公園であります。また、当該地の用途地域は商業地域でございます。次に入町公園の位置でございますが、藤沢駅から北に約500メートル、藤沢字中横須賀に位置する街区公園であります。また、当該地の用途地域は近隣商業地域でございます。次に吉野町公園の位置でございますが、藤沢駅から北西に約800メートル、小田急線藤沢本町駅から南東に約600メートル、本町一丁目に位置する街区公園であります。また、当該地の用途地域は第一種住居地域でございます。

4ページをご覧ください。東横須賀公園の新旧対照図になります。当該公園でございますが、昭和32年に約0.15ヘクタールの公園として黄色に着色している区域で都市計画決定をし、平成2年に公園用地の一部取得等を行い、赤色に着色している区域で部分的に開設しております。資料2-2の1枚目東横須賀公園のカルテ左上の図、「都市計画総括図」をご覧ください。当該公園を中心に標準的な誘致距離250メートルの円を赤線で記載しております。この図より周辺には、②に富士公園、④に入町公園が存在していることがわかります。続いて、裏面をご覧ください。こちらには、「1機能」と「2まちづくりとの整合性」についての評価及び評価理由や、「3実現性」、「4代替性」、「5都市計画制限」、「総合評価」を記載しております。長期未着手区域を整備することで、1機能の③環境保全の項目では必要性が高いとありますが、その他の内容を総合的に勘案した結果、商業地域という地域性を考慮するなか、当該公園及び周辺の公園等により、一定の公園整備水準が確保されているが確認できました。そのため、長期未着手区域について、これ以上の整備を行わないこととし、赤色で着色している面積約0.04ヘクタールに変更を行うものです。5ページをご覧ください。

さい。こちらは、現在開設している東横須賀公園の平面図になります。砂場、スイング遊具、広場などがございます。

次に入町公園でございますが、昭和 32 年に約 0.16 ヘクタールの公園として黄色に着色している区域で都市計画決定をし、昭和 63 年に公園用地の一部取得等を行い、赤色に着色している区域で部分的に開設しております。資料 2-2 の 2 枚目入町公園のカルテ左上の図、「都市計画総括図」をご覧ください。先ほどと同じように、当該公園を中心に標準的な誘致距離 250 メートルの円を赤線で記載しております。この図より周辺には、②に富士公園、③に南仲通り公園、⑦に東横須賀公園が存在していることがわかります。裏面をご覧ください。当該公園も東横須賀公園と同様に、長期未着手区域を整備することで1機能の③環境保全の項目では必要性が高いとありますが、その他の内容を総合的に勘案した結果、当該公園及び周辺の公園等により、一定の公園整備水準が確保されていることが確認できました。そのため、長期未着手区域について、これ以上の整備を行わないこととし、赤色で着色している面積約 0.08 ヘクタールに変更を行うものです。7 ページをご覧ください。こちらは、現在開設している入町公園の平面図になります。砂場、スイング遊具、滑り台などがございます。今ご説明いたしました東横須賀公園と入町公園は、機能充足により、これ以上整備を行わない変更になります。変更候補の 23 箇所のうち 17 箇所を、この機能充足による変更と考えております。

次に吉野町公園でございますが、昭和 32 年に約 0.14 ヘクタールの公園として黄色に着色している区域で都市計画決定をしておりますが、現在も全域が未整備の状況が続いております。資料 2-2 の 3 枚目吉野町公園のカルテ左下の図、「公園及び周辺の特徴」をご覧ください。隣接地に「本町一丁目憩いの森」が存在していることがわかります。裏面をご覧ください。1 機能の③環境保全、④レク、2 まちづくりとの整合性の評価結果及び、3 実現性、4 代替性から当該公園と憩いの森の必要性が確認できました。再度資料の 8 ページをご覧ください。隣接地にある「本町一丁目憩いの森」とは市有地であり、本市規定に基づき市民が身近に自然に親しめる森として開設している市有山林になります。見直し方針では、この憩いの森を代替候補地としております。また、当該公園の南側には現在再整備を行っている「藤沢市藤沢公民館・労働会館複合施設」があり、この複合施設の再整備にあわせ、憩いの森と一体的に利活用するため、当該公園の事業化に向けた検討を進めております。これらを総合的に勘案した結果、赤色で着色した現状の土地利用に適合した区域に変更を行うものです。面積は約 0.14 ヘクタールから約 0.37 ヘクタールに拡大いたします。9 ページをご

覧ください。吉野町公園の計画平面図（案）になります。赤色に着色した箇所が代替地とする市有地の「本町一丁目憩いの森」の区域になり、青色に着色した箇所を今後整備することで、藤沢市藤沢公民館・労働会館複合施設と一体的な利活用が図れるものと考えております。

10ページをご覧ください。変更に向けた手続きとしましては、土地の所有者への個別説明と神奈川県との事前協議は終えております。今後の予定としまして、来年の1月24日に地元向けの都市計画説明会を開催し、2月上旬に神奈川県との法定協議、3月中旬から4月上旬にかけて、法定縦覧を行う予定であります。その後、5月下旬頃に開催を予定しております本審議会の議を経た上で、都市計画変更を予定するものでございます。なお、吉野町公園の都市計画変更後の予定としましては、来年度から用地取得を進めまして、実施設計、公園整備工事を実施して2021年度に開設するよう考えております。以上で報告事項1、藤沢都市計画公園の変更に関する説明を終わります。

高見沢会長 事務局の説明が終わりました。ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

吉野町公園については、これから用地取得を進めるということだか、市有地となっているところではなくて、労働会館複合施設との接続部分の買収を進めるということなのか。それとその接続部分の横に公園外の空き地のような場所があるが、これは駐車場にするのか、他の用途が決まっているのか、あるいは民間の土地のままになるのか、お聞きします。

事務局 資料2-1の9ページをご覧くださいと、ブルーのところを今後用地買収して整備し、今の赤色部分を憩いの森と一体的な空間をつくり出していく。あわせて左側の黒いラインは、今、藤沢公民館・労働会館の複合施設を建てておりますので、ここからの一体的利用を踏まえて考えております。

高見沢会長 ブルーの横のところは何になっているのか。

事務局 今は民地で梅林になっています。

中西委員 所有者が取得整備予定区域と違って、こちらは別の地権者から買い取りが難しいとか、そういったことですか。

事務局 梅林のところについては、取得を交渉しているところはございますけれども、相手の方からこの土地を売ってもらえるような状況ではないというところがありまして、今の憩いの森との一体的な利用で整備はしないところです。

中西委員 整備予定区域となっている方は、別の地権者が売ってもよいという意向を持っているという理解でよろしいのか。

事務局 ブルーのところは交渉の中で売っていただけるということで進んでい

ます。

増田委員 吉野町公園について、今、建設中の労働会館と一体的な利用を図るとい
うのはどういう意味ですか。

事務局 左側の藤沢公民館・労働会館複合施設ですが、今の吉野町公園側とかな
り高低差がございますけれども、今、計画の中で建て替えをしている中で、
右側にスロープがございますして、そこから利用できるという状況で、道路
を挟んでおりますけれども、全体計画として吉野町公園との一体の利用を
複合化に伴って考えているところでございます。

増田委員 間の道路は市道ですか。

事務局 間の道路は藤沢市道です。4メートルぐらいで歩行者道になっていて、
高低差もあるので、車が通れないような状況になっております。

稲垣委員 カルテの技術的な話ですが、例えば右下の「道路幅員別現況図」
を見たときに、恐らく黄色い道が細い道路で、その次が青色でさらに太い
のが水色という表現だと思うのですが、この凡例だと、どれが何メート
ルなのか分かりません。裏面で6メートル道路に接している、接していない
といったような評価の内容も書かれているので、図と評価の内容がリンク
するように、凡例等でわかるようにしていただけますか。もし、これが公
表されるとか回覧される機会がありましたら、よろしく願います。

高見沢会長 この資料はどのような資料なのかということと、これ自体が公表されて
いるのか、それと凡例をつけるだけで済むものなのか、これはできてしまっ
ているので、どういうふうに考えればいいのか、あわせてお答えください。

事務局 この都市計画公園緑地見直し方針につきましては、昨年度策定に至った
ものでございます。こちらは公開資料になっておりまして、1つの計画に
なっております。今の道路の凡例につきましては、今日のカルテの43ペ
ージに凡例集がありまして、その下の方に「都市計画基本図兼道路幅員別
現況図」がありまして、おっしゃるとおり、黄色いものが一番狭い道路で
幅員4メートル未満という記載になっております。また、青が6から8メ
ートルというような区分で色分けされたものでございます。

高見沢会長 凡例自体が膨大な量なので1個、1個つけられなくて、カルテの最初
につくということですか。

事務局 カルテが1公園1枚ずつございますので、55カ所の中に1つずつつけ
ると、紙面が足りなくなるので、最後につけております。

稲垣委員 見落としていましたので、適合させながら確認したいと思
います。これは既に公開されていて、今後、修正される余地はないということ
ですか。

高見沢会長 余地はなくはないです。見直しが10年後ぐらいに来たときに、公園
が本当にできたか、もう一度見直すこともあります。

全体の見直しの方針として、どのくらいかかりそうかとか、話がついたところ 3 件を今日報告しているということですが、話がつき次第、個別に一つずつやっていくという感じですか。

事務局 この手続き自体は通常の都市計画変更の手続きになっております。方針では 23 ヶ所の変更候補というものを順次取り組んでいくのですが、まずは今回のように商業地域にあるものなど、特に権利制限が大きく働いているものから進めていくことが重要だろうということと、あわせて今回は吉野町公園がこれから進められるという状況にありましたので、そのエリアを設定しております。そういった権利制限の問題も含め優先順位をつけながら、今回は 3 つということで、最初でしたので、どのくらいの反応があるのかということも含めて調整をしてみましたが、変更の数が多いということもありますので、できるだけこれからスピードアップを図ってきたいと考えております。まだ、全体として何年とお伝えできるところまでは至っていないところでございます。

高見沢会長 進捗のスピードを決める要因は、職員のマンパワーみたいなものなのか、財源みたいなものなのか、それとも相手があるわけだから、そちらの方が一番のファクターになりそうなのか。

事務局 今回、3 つやってみて、マンパワーというよりも相手方との対応が一番時間がかかるといいますか、逆に地権者の方がここに住んでいる方であれば、わりと簡単ですが、地方だったり、いろいろな権利者がいらっしやるので、その対応に時間がかかるかと思っております。

高見沢会長 財源の方は、お金がかかる話ですが、一般には建ってしまったところを変更するというのは、17 ヶ所と多いので、どちらかという、あきらめるといって、少なくするという手続きなので、そんなにお金が要る作業ではないという感じですか。

事務局 あとは区域の境界等が決まっているかとか、そういった前提条件がございますけれども、基本的には図面等の作成等の経費のみですので、その辺はできるだけ数を稼ぎながらというところで、時間的な管理を行ってまいりたいと考えております。

高見沢会長 今の説明でおおよそ全貌がつかめました。

他にありませんか。ないようですが、この件はちょっと時間がかかるようですけれども、次に出たときに審議していただくことになると思います。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長 次に、報告事項 2 藤沢都市計画特別緑地保全地区の決定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告事項 2 「藤沢都市計画特別緑地保全地区(遠藤笹窪特別

緑地保全地区の決定)について」、ご説明申し上げます。お手元の資料とともにスクリーンをご覧ください。1ページをご覧ください。今回特別緑地保全地区に決定を予定しております遠藤笹窪を含めました、市内の保全すべき緑地とされている3つの谷戸につきましてご説明いたします。本市内でも豊かな自然環境を有する谷戸を藤沢市三大谷戸としており、本市の西北部に位置し、周辺にも少年の森や屋敷林などの緑が存在する遠藤笹窪谷、本市のほぼ中央、六会駅と善行駅の西側に位置し、引地川沿いの緑地と一団の緑地を形成している石川丸山谷戸、藤沢駅の南東に位置し、市街地から至近距離に自然豊かな里地里山空間が残る川名清水谷戸となっております。

続きまして、「藤沢市緑の基本計画」における三大谷戸の位置づけについてご説明いたします。「藤沢市緑の基本計画」は、市域における緑の保全及び緑化の推進にかかる施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されたもので、この中で「保全すべき一団の緑地」として市内18か所の緑地を位置づけた上で、川名清水、石川丸山、遠藤笹窪の3つの谷戸を「緑の保全拠点」として優先的に保全していくこととしています。さらに優先的に取り組むべき重点施策を挙げた上で、先行的に実施すべきリーディングプロジェクトを4つ掲げており、その1つとして「三大谷戸の保全を目指した施策の展開」を位置づけています。この中で遠藤笹窪谷の保全の方針として、「貴重な谷戸環境や緑地空間を保全しつつ、自然環境の保全・再生・活用などの計画を進める。」としています。

3ページをご覧ください。こちらは、本市で都市計画決定されている特別緑地保全地区です。これまでに3か所の都市計画決定を行ってきており、引地川特別緑地保全地区および境川特別緑地保全地区につきましては、それぞれの河川沿いの斜面緑地を、城南特別緑地保全地区については、相模野台地の縁辺部に位置する斜面緑地を区域に指定し、緑の保全を図ってきております。

次に、区域についてご説明いたします。今回、遠藤笹窪において特別緑地保全地区への決定を予定している区域でございますが、湘南台駅から西に約3.5km、慶応大学湘南藤沢キャンパスの北側に位置するこちらの緑地であります。

5ページをご覧ください。こちらの遠藤笹窪谷は、谷戸底となる中央低地部とそれらを囲むように広がる斜面林で構成され、豊かな自然環境を有しております。今回、中央低地部を除いた斜面林等からなる部分につきまして、特別緑地保全地区の区域に指定するものです。なお、中央の低地部分につきましては、都市公園法による公園として今後整備を進める予定と

しております。

6ページをご覧ください。こちらは現地の写真でございます。1番から3番の写真が今回の区域を外側から撮影した写真でございます、奥に広がっている樹林地が今回特別緑地保全地区に指定する区域になります。4番の写真につきましては、区域を内側から撮影した写真で中央に谷戸底、両脇に斜面林からなる緑地を写したものです。

7ページをご覧ください。次に区域の状況でございますが、ただいま写真でご覧いただいたように本区域につきましては、湿地、樹林及び草地などの豊かな自然環境を有するとともに、その良好な環境を反映して多様な動植物が生息・生育しております。このような自然環境を保全するために、これまで土地の公有地化や、市民活動による保全活動等を実施してきておりますが、この豊かな自然環境を将来にわたって引き継いでいくために、今回、特別緑地保全地区として決定することで法的な担保性を確保するものでございます。

8ページをご覧ください。続きまして特別緑地保全地区の制度について、ご説明いたします。特別緑地保全地区につきましては、都市計画で定める地域地区で、風致または景観が優れているなど一定の要件に該当する緑地を都市計画に定めることで、樹木の伐採などの行為を制限し、都市の良好な自然環境を形成する緑地の保全を図ることを目的とした制度です。先ほど、報告事項1でお話させていただいた公園の都市計画決定のように施設整備を行うものではなく、地域として一定の制限を行うことで現在ある緑地を保全していくものでございます。この地区に指定する要件としましては、次のいずれかに該当する区域であることとされており、その要件は3つございまして、1つ目は、「無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの」、2つ目は「神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの」、3つ目は「当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもので、次のいずれかに該当するものとして・風致又は景観が優れていること、・動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること、となっております。本区域については、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもので、「風致又は景観が優れていること」「動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること」に該当することから、特別緑地保全地区に決定を予定するものでございます。

9ページをご覧ください。次に、特別緑地保全地区に指定された際に制

限される行為について、ご説明いたします。特別緑地保全地区に指定されますと、区域内で行う一定の行為にあたっては藤沢市長へ許可の申請を行わなければならないほか、その行為が緑地の保全上支障がある場合には不許可となり、行為が制限されることとなります。当該地は市街化調整区域であるため、宅地開発などに制限がかかるものの、緑地の保全上支障がある行為として、「駐車場など建築物の伴わない土地の造成」や「樹木の伐採」などが想定されます。特別緑地保全地区に指定することで、これらの緑地の保全上支障となる行為について一定の制限を行うことが可能になります。

最後に、都市計画決定に向けた今後の予定でございますが、現在、土地の所有者への個別説明および神奈川県との事前協議を終えております。今後は遠藤地区のまちづくりとの調整を図りながら、地元向けの都市計画説明会等、必要な手続きを進めてまいります。以上で報告事項2の遠藤笹窪における特別緑地保全地区の決定に関する説明を終わります。

高見沢会長

事務局の説明が終わりました。ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

齋藤委員

三大谷戸ということで、私も石川丸山谷戸に関わっていることもあるのですが、この中で大きく抜けている部分が1つあります。というのは、自然環境の保全とか再生・活用は大きな目標ですが、この谷戸を守るためには管理が必要で、その管理をどういうふうにするのか、ただ、自然のままに残しておいたら多分荒廃樹林になると思うから、かつてここは農家の方が下草を刈ったり、緩衝地帯として山林との間に里地里山があったわけですが、多分それを目指していると思うので、その管理をどうするのか、それをどうやられるのか。そしてまた、個人の私有地が結構あるが、私有地があるということは、将来的には大きな問題として相続が発生するわけです。石川丸山谷戸でも地権者の方が今回、相続ということになっていますので、その辺はどういうふうな経過でいくのかお聞きします。

もう1つは、いろいろな制限を設けるようだが、樹木の伐採という制限が書いてある。樹木の伐採というのは、こういうところにはコナラやミズナラと、ナラの木が多いが、最近、ナラの木も大分病気に弱くなってきて、かなり枯死している。これも管理運営のことですが、その辺はどのようなところがどういうふうに管理するのか、教えてください。

事務局

質問の1点目の維持管理については、健康の森基本計画にのっとりまして、平成25年から市民の方、ボランティアの方の団体が5団体ありまして、里地里山の再生を目指して維持管理を行っております。都市計画決定後も引き続きやっていくような方向で調整を進めております。

続いて、民有地の相続に関しては、基本的に都市計画決定前までは相続が発生したときに、相続に伴う土地開発などを防ぐ目的で市の方で購入した経緯はあるのですが、都市計画決定後は基本的に地権者の皆さんに持っていただきやすいような制度となっておりますので、そのまま個人の方に持っていただくことを考えております。

3点目の伐採について、コナラ等はおっしゃるとおり、現在、枯死したりして余りいい状態ではないのですが、こちらも維持管理を行っている市民団体の方が適正な間伐を行ったりして、維持管理に努めているところでございます。

齋藤委員 維持管理ですが、援農ボランティアの方にボランティアをお願いしているということだが、正直、援農ボランティアの方も高齢化なんです。管理している人がこれから先どうしようかということを行っているけれども、予算的にもほとんど出ていないのが現状なんです。里地里山の関係で、神奈川県からホテルの補助金が多少出ているが、そういうところは、ボランティアの方にただお願いして、行政の方では規約をつくって、木を切つてはいけないとかいろいろ制約を設けるとするのは、ちょっと不均衡だと思うが、その辺はどうですか。

事務局 現在は完全なボランティアではなくて、市の方で少し予算化して交付しております。おっしゃるとおり、現地で市民団体の方と話していると、確かに高齢化が問題だという話は耳にします。遠藤地域の方で世代交代も出てくると思うのですが、そういった方々を取り込めないかということで、地域の方々が今動いているところです。

齋藤委員 高齢化しているが、維持管理していくのは、ある程度ボランティアをお願いしたいとなる。そうなる、やはりこれから先ボランティアをどういうふうにしていくのかということも1つの大きな問題だ。その辺のことを答えてもらわないとどうしようもない。規約ばかりつくっていてもだめだと思う。

高見沢会長 関連して質問すると、先ほど市からも若干お金を出しているということだが、そういうものというのは体系的とか、何とか事業とかそういうものなのか、任意の個別のものなのか、あるいは今後、そういうものの必要性について認識しているのかどうか。もしかすると税金とか別の面で地主さんにメリットを与えて、さらにそれをうまく工夫するとか何か別の方法があるのか、ないのかというのが2点目。

もう1つ、別の次元でお聞きしたいのは、公園を予定したときに公園の維持管理とか公園に関わる方とか、また、将来的には増えたりすると思うけれども、そういったものとの絡みで谷戸全体をどうしようかというよう

な発想はないのかどうか。さらにつけ加えて、公園が看護医療学部の奥の方にできたときに、車で来たりバイクで来たりすると混雑するのではないかと勝手に想像してしまうけれども、谷戸を守るということと、公園に来ていただくということとのバランスをどう考えているのか、あわせてお聞きしたいと思います。それでもなお質問があれば齋藤委員にお話いただきたいと思います。

事務局 1点目の交付金の制度については、先ほど申し上げた健康の森の協議会を立ち上げておりまして、その中に5つの団体があります。その団体に対して市民活動交付金という形で交付金の制度を使って、毎年交付しております。

それから公園予定地の維持管理については、今、公園の前の谷戸部分を管理している団体の方に公園の管理にも入ってもらおうというところまで話は進んでいないのですけれども、今後、そういった形でやっていければということで検討を進めております。

高見沢会長 高齢化しているとすると、新しいヤング層が来れば、もう少しマンパワーになるのではないかという思いでお聞きしたわけです。

事務局 団体の中でも世代交代していきたいという話は出ているので、取り組んでいきたいところです。

最後の駐車場へのアクセスですけれども、公園の入口部分には少し駐車場を設ける予定ですが、谷戸の奥の方までは車は入れないように、自然を守るような形で整備していきたいと考えております。

税金につきましては、相続税でいきますと、8割の評価の減免というところなので、相続されるときにはかなりの優遇措置があることと、固定資産税とか所得の特別控除とかが受けられるというところで、今回、特別緑地保全地区に指定されて、制限がかかる中では長期的に保存していく中で、税制面は大幅にメリットがあると考えているところでございます。

齋藤委員 これを維持管理していくには非常に難しいことが多いと思うのですが、先ほどから聞いていると、援農ボランティアとか、ボランティアの方にかなり重きを置いている。その中で行政が、例えば公園課がある程度の主導権を持って、谷戸を守るような体制をつくってやっていったらどうなのか。管理をしているというが、ただ、見ているだけではだめで、丸山谷戸なんかでも一部歩くところをつくったり、その管理を行政の方でやってもらっている。そういうのを含めた中で、谷戸の中に1つの公園の要素を入れたものをつくっていくことも必要かと思うが、市の方としては何か具体的に汗を流すようなところはないんですか。

事務局 健康の森の事業として市は予算を確保していきまして、その中から交付金

を出しております。それ以外の部分で職員の方で木の伐採を処分費として手数料として設けたりとか、柵が壊れたときに、それを修繕する予算も市の方で確保しています。

石原部長

緑系の維持管理に関しては予算が所管外なのですが、緑地については日ごろからボランティアの方々が汗を流して管理をいただいていることにはありがたく思っておりますし、逆にそういったことが愛着を持って保全につながっていくと思うので、基本線としてはそういうところを今後もつなげていきたいと思っているのですけれども、ボランティアの今後ということを考えますと、例えば高齢者支援とかも含めてすべてのボランティアがそうだと思うのですが、高齢者を支援するボランティア自体も高齢化していく中で、ボランティアの人材を確保していくということが今後非常に難しくなってくるのは間違いないと思います。そういう中で行政がやるべきことをやっていかなければいけないと思いますし、ボランティアにできる範囲も限られていますので、当然、緑地の保全、維持管理となると、大木が倒れてしまったとか、大きな木を間伐しないといけないとかというところはボランティアではなかなかできない部分もありますので、そういうところは必要に応じて市がやっていくのは当然出てくるだろうと思います。レジャー的な部分についても、これからいずみ野線の計画もある中で、慶応大学を中心に新たなまちづくりを進めようとしている場所ですから、その中で1つの核の施設となる健康の森というような位置づけもございます。そういう中ではフットパスを入れたり、単に保全するだけではなく、そういったところを歩きながら健康に留意して楽しめる施設というところも考えていかなければいけませんので、そこを全部ボランティアにお願いするというのではなくて、市が入ってやっていくという部分も出てくるかと思えます。ただ、今の段階で何も決まっていない部分もございますので、確定的なことは申し上げられませんが、当然市として関わっていくことは間違いないと思っております。

それからそのボランティアの今後の確保ということで言いますと、そういった意識の高い方は多くいらっしゃるのですが、どんどん高齢化していくのは間違いない。今後、市としても考えていかなければいけないと思うのは、幸い、ここに慶応大学がある、あるいは石川丸山谷戸の場合も日大があるということで、そこに大学のキャンパスがあるということは、ある一定の若年層がずっとそこにいてくれるということなので、そういったことを大学と連携しながら、カリキュラムの一環としてそういう方に参加していただくということも含めて、学生のパワーというものをいろいろ活用していく必要はあると考えております。

齋藤委員 実には個人的にザル菊をやっているんですが、今年も大勢の方が来られた。ということは、今、メディアの力でかなりの人が瞬間的に大勢集まるから、里地里山の三大谷戸と言われるところで、例えば丸山谷戸ではホテルが出ます。それから遠藤笹窪の方ではクマガイソウとかいろいろな植物があります。そういうことが新聞などのメディアで取り上げられると、非常に大勢の方が来られるので、その辺のただ守るだけではなくて、人が来たときにはどうするかということも1つの対応策として考えてもらわないとパニックになると思うので、その辺は要望しておきます。

古知屋委員 今、事務局がおっしゃったことと重複すると思うのですが、私も慶応あたりの農家の方と親しくしている方がおりまして、田植えや稲刈りなどお手伝いするのですが、やはり70代の方でお子さんがいても後継ぎがいないとか、皆さん、さらに高齢化して、周りの方もそういう感じで、何か慶応の環境情報学部、環境ってどういうところにつながっているのかよくわからないけれども、山の上にそびえ立った、余り周りとの交流がないような感じがするので、前からそういう学生さんたちが、農業であれば田植えのときだけ手伝うとか、そういう交流があるといいなと思っていて、日大も生物資源科学部などでも、若い人もなかなかそういう経験はできないと思うので、ぜひそういう方たちの力を入れていただきたいと切に思っています。

高見沢会長 行政もそういう施策を広くやるということもあるでしょうし、民間の方の知恵も出してイノベティブな解決法が出てくるといいと思います。

池尻委員 この特別緑地保全地区だけを考えて言っているような気がするけれども、予定となっている都市公園が非常に大きな役割を果たすと思います。今、おっしゃっていたボランティアの問題もこの都市公園でのマネジメントが非常に重要になってくるはずで、この都市公園の計画がどういう形で作るのかによってその後の運営が変わってくると思います。このところで、ただプランをつくるだけではなくて、当然周囲の環境と一体になったつながりも考えていくプランである必要もありますし、それからその後の維持管理・運営に関してどういうふうやっていくのかという将来を見越したマネジメントの計画をその中に立てておかないと、将来的な緑地一体の環境も保全できないと思います。今、こちらで指定管理制度が導入されているかどうかわかりませんが、指定管理者もいろいろ勉強して実績を積んだところが非常に多くなってきて、生物多様性を念頭に置いた市民との協働による樹木の保全とかを熱心にやって、高齢者ではない若年層を取り込んだマネジメントをやっているような団体も非常に増えてきていますので、その辺はこれからこの都市公園のプランを立てる

ときの知恵の出し方を考えておくべきではないかと思います。

高見沢会長

何か計画について情報があれば教えていただきたいですし、もしなければ、今日こういう議論があったということをぜひ伝えていただきたいと思います。

古知屋委員

見当違いのことを言うかもしれないのですが、「湘南藤沢」というと、海しかイメージしていない方が結構いらっしゃる。私が住む辻堂地区から車で行くと、皆さんご存じのような地域ということをもう少しアピールされると、藤沢に住みたいまちナンバー幾つと言われていたけれども、ものすごくまた増えると思うんです。辻堂駅周辺のマンションの方たちも、そういうことを私がやっているということをごなたも知らない、どこでやっていると言われる。だから辻堂で働いて住んでいらっしゃる若い世代、あるいは定年になってすぐの世代、まだエネルギーは余っているけれども、自分で畑とかをやることは難しいけれども、何か関わりたいという人は絶対いると思うから、高齢の方ではなくて、若い感じの高齢の方にも声をかけるとか、層はいろいろいらっしゃると思います。

友田委員

遠藤笹窪保全計画というのを昨年度議会に提出されていますが、その中で保全に関係している団体とか、どういった保全の管理の仕方をしているのか、詳細の計画があるはずなので、担当部署が違う場合があるかもしれないけれども、今後、こういったものを審査するときの補足資料としてつけていただいてもいいのではないかと、それを見ればわかるような内容のご質問等々もありましたので、その辺、ご配慮いただければと思います。

事務局

友田委員からの保全計画の内容については、次回もございますので、そのときにまたご説明させていただければと思います。また、都市公園についても今後計画するという内容でございますが、今回、報告したものは規制という考え方がちょっと強いかもしれませんが、こちらの樹林地を守っていくための網をかける、この部分についてのご報告というような先行した内容になっておりますので、全体としての計画等がちょっと見えにくいところかもしれません。今、池尻委員からもあったような都市公園の運用、これもつくり方を含めて湿地であるということからも、やはりつくり方が非常に重要なところだろうと思います。これから地域と調整しながら、少し時間はかかるかもしれませんが、その点についても今後進めていくということで、まず斜面緑地の保全という形での都市計画決定の部分は少し先行するのかなと思っております。

高見沢会長

この件については、次回で審議するときには審議案件になるということですか。

事務局

次の会議になるかはまだわからないのですが、斜面緑地の部分について

は、特別緑地保全地区の議案にさせていただければと思いながら、また、周辺に関するご質問、ご要望についても、できるだけご説明できるような形を考えていきたいと思えます。

高見沢会長 どういう良いものができるかという説明をしていただきたいと思います。

綱島委員 先ほどボランティア話が出ていたけれども、若い世代、ヤング世代をどうやって呼び込むかというところをアイデアレベルで意見ができるかなと思ったのは、小さな子どもを持っている世代を呼び込むには小さな子どもがそこに来られるような募集をすると、その親は必ずやってきます。その親世代がそこに行くことで、こんな魅力的な場所があるんだなということを見れば、また、そこから発展するものがあるのではないかと思えました。もっと言うと、そこで遊んだ子どもたちが、今度自分が遊んだという原風景は皆さん、必ず持っていると思うので、そういうものが残っていきますし、さまざまな世代が思い出というか、頭に残っていくような場所にできたらと思えます。

稲垣委員 緑が保全されるのはいいことだと思いつつも、結構住宅が迫っているところもあるように見受けられます。今後、樹木の管理の問題にもつながると思えるのですが、そのあたりの方々が何かしらの被害に遭わないように対応も随時、必要になってくるかと思えました。そのあたりの視点でも少し整理をいただけたらと思えます。樹木の伐採ができなくなるということなのですが、結構迫っているところはそれなりにきちんと手入れをしなければいけないのではないかと思えます。ぜひよろしくお願ひします。

事務局 結構周辺には農家をやられて、建物が建っているところもございまして、当然、その辺との調整は必要でございまして、伐採が完全にはできないのではなく、維持管理上の手入れというものは、特別緑地保全地区に指定しても可能ですので、その辺は随時対応していくような形になると思えますので、よろしくお願ひいたします。

古知屋委員 私は湘南って海ばかりアピールしているような気がするけれども、田舎暮らしをしなくてもちょっと行けば畑がたくさんあって、お手伝いできるし、ぜひそういうところはもっとアピールしていただきたい。そうすると、またこの辺の人气が上がると思えます。前に言ったのですけれども、このあたりの保育園の子どもたちはいっぱいいるけれども、園庭がまるでない。そういう子たちを市のバスで連れていったり、そういうことができれば、その辺の土地をアピールしていただきたいと思えます。素晴らしい魅力があると思えます。

高見沢会長 今のお話のご意見として受けとめておいてください。

他にありますか。ないようですので、この件については、やめましょうという意見ということではなく、より良くしましょうということのご意見として、最終的な決定まで持っていただければと思います。

それでは、本日の議案についてはこれで終了いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

- 高見沢会長 次に、次第の5として、委員の皆様から意見・ご要望等ありますか。
- 増田委員 事務局からご説明いただく場合に、わりと早口で、自分は当然わかっているのでもいいけれども、私どもにはわからないような立場だと、どこのところを言っているのかわからないことがあるので、そこはきちんと教えていただきながら、進めていただきたい。これは今日だけでなく、いつもそういう傾向があるので、その点、事務局にはよろしくお願いします。
- 佐藤委員 今日関連する部署の問題が多く出ていて、先ほど当該管轄ではないという答えがあったけれども、こういった場所に出た意見をその部署につないでいただくと、市民の方々には役所としてのお答え、説明等が出ると思うので、この都市計画審議会をもっと市民に有効的な場所にしていただければいいということ意見を意見として申し上げておきます。
- 高見沢会長 今後、そういうことで進めていただければと思います。
- 事務局 それでは、事務局からお願いします。
- 事務局 次回、第168回藤沢市都市計画審議会は、2019年2月5日（火）午後2時を予定しております。詳細は後日ご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

- 事務局 それでは、閉会に当たり、計画建築部長からごあいさつ申し上げます。
- 石原部長 本日もいろいろとご議論いただきまして、まことにありがとうございます。今日の生産緑地、都市計画公園の変更についての議案と報告事項につきましては、これまで何度もご説明してきていまして、比較的早く終わったところがございますが、最後の特別緑地保全地区については初めての案件ということもありますし、都市計画として決定するのは久しぶりという中で、いろいろな観点からご意見をいただき、参考にさせていただくこともあり、非常に良かったと考えております。また、進め方の部分で説明をするときに、わかっている中で説明すると、どうしても早くなってしまったり、今、どこのところを説明しているのがわかりにくくなってしまったところが、今までも含めて多々あったかと思えます。今後、十分に気をつけて、皆さんにお分かりいただけるような説明方法、タイムスケジュール的なことも含めて見直ししていきたいと思えます。また、資料の不備な部分もございましたし、何か必要かというところで必ず添付するようにい

たします。皆さんにお配りする必要のないようなものでも、その都度必要に応じて画面に投影していくような形で進めさせていただきたいと思えます。それから担当部署も必要なときは必要な部署が参加するようにしていますが、今日のところはわからない部分もちょっとありまして、大変失礼をいたしました。今後、そのようなことを十分に注意しながら運営をしていきたいと考えております。また、案件の説明の中でさまざまなご意見が出てまいります。当然、都市計画部門、建設部門の関係しない経済部門、福祉部門等にもまたがるようないろいろなご意見が出てきておりますので、そういったことは当然当該部署の方に、都市計画審議会でこういうようなご意見があったというものは、当然議事録にも残りますし、そういったことを伝えて市政に生かしていきたいと考えております。今日はいろいろちょっと不備な点もございまして、大変申しわけございませんでした。今後、十分に注意して、皆様からの議論を十分に反映していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。本日は都市計画審議会にご参加いただきまして、ありがとうございました。

以上で、第167回都市計画審議会を終了いたします。

午後3時42分 閉会